令和6年度版 認定農業者への支援策について

長崎県農業経営課

令和6年7月

目次

認定農業者に対する主な支援措置(事業)一覧

	ページ
施設整備事業	1
融資事業	5
農地対策関係	6
経営安定対策	6
その他	8
認定農業者に対する研修会・商談会等	9

〇本表は認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けて活用できる事業メニューの概要を掲載しております。 アンダーラインは一部内容等変更 。【新】R6新規

1 施設・機械整備事業 事業名	3	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対策	その他
	短地帯総合整備中山間地域型 (担い手育成対策)	農業生産性向上、効率的・安定的な農業経営の 値立等を促進するため農業用用排水施設、商業 排水、各土、区画整理等の整備を支援。		中山間地域等で実施するもの。 安益面積が10 ha以上。樹園地は、産地構造改革計画を策定している場合等にあっては、0.0 ha以上の間地の合計が0ha以上であること。 追い手への属用利用業積率が、受益面積に占める水田及び場件物を作付けまる場面を含された。面積の最近があかが36 割以上の場合は80%以上、それ以外の場合は50%以上となること。	82.5% (国庫55%、県補助27.5%) ※軽島83.5%(国庫55%、県補助28.5%)	農村整備課	0	0	-					
水利施設等保全高度化事業(国)	高収益作物転換型	農業生産性向上、効率的・安定的な農業経営の 確立等を促進するため農業用用排水施設、留業 排水、各土、区圏整理等の整備を支援。		1 ha (中山間地域等は0.5 ha) 以上の水田の団地面積の合計が5 ha以上であること。	国庫60%。 県補助率未定 ※中山間・離島地域(国庫61%)	農村整備課	0	0						
農地中間管理機構関連農地整備事業(国)		農地中間管理権が設定されている農地におい て、農業主催性向上、効率的・安定的な農業経 強の確立等を促進するため区画整理等の整備を 支援。	県	・連担化された1ha以上の農地の合計面積が10ha以上(※中山間地域は連 退化された0.5ha以上の農地の合計面積が5ha以上) ・農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日以降15年間以上残ってい ること。 ・対象機地8割以上を担い手に集団化すること。 ・販売額が20%以上向上すること、又は生産コストが20%以上低減される こと。	90% (国庫62.5%、県補助 27.5%) ※離島90% (国庫65%、県補助 25.0%)	農村整備課	0	0						
	農地整備事業 (経営体育成型)	農業生産性向上、効率的・安定的な農業経営の 確立等を促進するため農業用用排水施設、暗渠 排水、客土、区圃整理等の整備を支援。		・受益面積が20ha以上(水田が50%以上であること。) ・担い手への農用利用集積率が、受益面積に占める水田及び畑作物を作付け する畑地を合力せた面積の割合がおおむね8割以上の場合は80%以上、そ れ以外の場合は50%以上となること。	80% (国庫50%、県補助30%) ※中山間地域82.5% (国庫 55%、県補助27.5%) ※離島83.5% (国庫55%、 県補助28.5%)	農村整備課	0	0						
	農地整備事業 (中山間地域型)	農業生産性向上、効率的・安定的な農業経営の 確立等を促進するため農業用用排水施設、暗渠 排水、客土、区画整理等の整備を支援。		中山間地域で実施するもの、 学品面積が「りね以上(水田が50%以上であること。) ・担い手への重用利用集積率が、学品面積に占める水田及び煙作物を作付け する煙地を合わせた面積の割合がおおわれる割以上の場合は80%以上、そ れ以外の場合は50%以上となること。	82.5% (国庫55%、県補助 27.5%) ※離島83.5% (国庫55%、 県補助28.5%)	農村整備課	0	0						
農業競争力強化農地整備事業(国)	農業基盤整備促進事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積を 推進するとともに、既に区面が整備されている 農地の軽野除去等による区画拡大や暗渠排水整 備等を支援する。	市町・その他団体(JA・土地	受益者数が機業者2者以上であること。 事業費が200万円以上であること。 事業費が200万円以上であること。 受益面積が5日以上であること。 農業基盤整備計画を策定していること。 機業基盤整備計画を策定していること。 ※地域計画策定区域で実施する場合は農地耕作条件改善事業を活用すること。	定率助成:国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成:国庫0.5万円/10a~ 42万円/10a等 ※定額助成準価は実施する工種により変動 ※中心経営体に面的集積する場合 は、助成単価をおおむね2割加算	農村整備課	0	0						
農地耕作条件改善事業(国)		農地中間管理機構による担い手への農地集積を 推進するとともに、既に区画が整備されている 農地の軽軒除去等による区画拡大や帽楽排水整 備号を支援する。	改良区等)	・農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ・受益者数が襲棄者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・趣以料作を水色割計画を発定していること。 ・地域内膜地集積型にあっては、地域内膜地集積促進計画を策定していること。 高収益作物転換型にあっては高収益作物転換促進計画を策定していること等。	定率助成:国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成:国庫0.5万円/10a~ 42万円/10a等 ※定額助成単価は実施する工種により変数 ※担い手に面的集積する場合は、助成単価がおおむね2割加算	農村整備課	0	0						
【新】畑作等促進整備事業(国)		個作物・個芸作物の生産拡大を推進するため、 個作物・個芸作物の生産性位上のための区画拡 大や転機に必要な暗楽排水や密土、用排水路整 偏等の整備を支援する。	市町・その他団体(JA・土地 改良区等)	・受益者数が襲業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・ 地作号促進整備計画を策定していること。	定率助成:国庫60% ※中山間地域等は55% 定額助成:国庫0.5万円/10a~ 42万円/10a等 火空額助成単価は実施する工種により変動 火担い手に面的集積する場合は、 助成単価がおおむね2割加算	農村整備課	0	0						

1

事業名	3	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	力O工	法人化	技術対策	その他
農業胚盤論促進事業(県)		農地中間管理機構による担い手への農地集積を 推進するとともに、既に区画が整備されている 農地の軽評除去等による区画拡大や暗楽排水整 備等を支援する。	市町・その他団体(JA・土地 改良区等)	・国事業の農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業及び帰作等促進整備事業の課択地区であること (1) 農地集積型 ・受益面積5na以上であること ・地区内農地集価積が担い手へ50%以上集積されること。 (2) 作付増加型 ・受益面積5na以上であること ・作物の単収まには作付面積が増加し、全作物の作付面積が20%以上増加すること。 ・作物の単収まには作付面積が増加し、全作物の作付面積が20%以上増加すること。 (3) 傾斜地型(R5-R7まで) ・中山間地域高接支払の対象地域で傾斜要件(田1/20以上、帰8°以上)または、条約に1月の業書を受け市町から罹災証明を受けている生産者 (地区)であること。	事業費の15%以内 ※要作業道は10%以内	農村整備課	0	0						
農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)(国)	定住促進対策型 交流対策型 産業支援型	市町等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進等を図るために必要な生産施設等の整備を支援	農業者の組織する団体、県、市 町、農業協同組合等	「職山漁村の汚性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」等の規定のほか、当該事業実施要網等で事業メニューごとに実施要件を規定	1/2以内	農政課	0			0	0			
強い機業ゴくり総合支援交付金(国) 【産地基幹施設等支援タイプ】 ※旧 強い機業ゴくり交付金	産地の収益力の強化	産地の収益力の強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備を支援	農林業者の組織する団体等 ・受益農業従事者(農業常時従 事者(原則年間150日以上))が 5名以上	・当該実施要綱等で定める品目別面積要件等あり	1/2以内 (上限20億円)	農政課 (農産園芸課 畜産課)	0	0		0	0			
長崎県産地生産基盤パワーアップ事業(国)		地域一丸となって収益力強化に計画的に取組む 産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の リース導入や、集出句施誌の整備、総字のため の施設等の再整備、成修、土づくりの展開等の 取組みに対する支援	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に 参画する農業者、農業者団体等	・成果目標(販売額の10%以上の増加等)の目標達成を掲げた産地パワー アップ計画を根理している産地であること ・面積要件を満たしていること	定額、1/2以内(整備事業、生産支援事業等)	<u>農政課</u> (農産園芸課)	0		0				0	
農地利用効率化等支援交付金(国) 【先進切職業経営確立支援タイプ】	融資主体支援タイプ (先達的タイプ) (通常タイプ)	目標地図に位置付けられた者が融資を活用して、農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援	目標地図に位置付けられた者 (ただし、新規に就産した方は 認定就機者又は認定機業者に限 る)	・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること ・事業の対象となる機械等は、前用年数がおおむね5年以上20年以下のも のであること ・連絡用トラック、パソコン、倉庫等機業経営の用途以外の用途に容易に供 されるような汎用性の高いものでないこと 等	3/10以内 (上限額) ・通常タイプ・ 送売タイプ・ 送人・個人関わず300万円(目標 地図に位置付けられた名のう5巻 窓規模の拡大を目指す名600万円) ・先進的農業経営確立支援タイプ・ 法人1,500万円 個人1,000万円	農政課	0	○ ※1・・簡 易な主盤 の整備		0	0			
[通常タイプ] [条件不利地域支援タイプ]	追加的信用供与補助事業	融資の円滑化等を図るため、金融機関への債務 保証(経営体の信用保証)の拡大を支援	農業信用基金協会 (融資主体型補助事業の対象 者)	・保証上限額 認定農業者(個人)3,600万円 (法人)7,200万円	補助金上限額= 地区ごとの保証対象融資額× 1/15	農政課								0
	条件不利地域支援タイプ	経営規模が小規模・零誌な地域において、農作 業の共同化や農地の利用集構の反進等により、 生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意飲 ある経営体を育成するため、必要となる共同利 用機械等の導入を支援	農家3戸以上の団体 ・農事組合法人 ・農地所有適格法人 ・特定農業法人等	・農家1戸あたりの平均農地面積が優ね0.5ha未満、かつ農地面積が0.5ha 未満の農家が概ね5割以上等の地域要件あり	1/2以内 (上限4,000万円) (農業用機械は1/3以内)	農政課	0			0	0			
		【農業所得1000万農家応援型】 経営の多角化、高度化により、農業所得1,000 万円を目指す農業者が経営拡大等に必要となる 施設の整備を支援	農業所得1,000万円以上が可能 となる経営規模を目指す農業者	事業主体は、以下の要件を全て満たすこと ①事業実施内容・事業効果の込表を同意すること ②新たな雇用の増加(年間250日以上の増加)を図ること ③新規就養者等の研修及び受入を行うこと	1/3以内 (機械は対象外)	農政課	0			0	0			
		【認定職業者応援型】 認定職業者及び認定新規就職者が規模拡大や生産コストの低減なと認定職業者の経営改善計画 及び認定新規数最合の基子令就應計画の達成に 必要な施設等の整備を支援	認定農業者等の組織する団体	①設定機業者および設定新規数無者の組織する団体で受益戸数は3戸以上 (銀島で関長パウスを設置する場合は2戸以上) ただし、軽視のでは同一年度1品目あたり1回限り1戸でも園芸用パウス 場入可。 2個芸パウスは婚ね3,000㎡以上(雑島で園芸パウスを設置する場合は概 ね1,000㎡以上)	2/5以内 (機械は1/3以内)	農政課	0			0	0			
ながさき無林業・農山村橋造 改善加達化事業(県)	次代につなく産地生産基盤応援事業	後継者の経営力向上や後継者自らが農業経営に	農業後継者、又は農業後継者で 組織する団体	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①50歳未満であること ②経営改善計画を経営主と共同申請していること ②経営改善計画を経営主と共同申請していること ②経営改善計画を経営主と共同申請していること ②当該農業経近に申間150日以上であること。ただし、事業実施年度に就養する場合にあっては、要件を 湯たすことが建まであること 〈個芸ハウスを1戸で設置する場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上	2/5以内 (機械は1/3以内)	農政課	0			0	0			
		(認定新規就農者応援型) 受入団体等登録制度を活用して就農する認定新規就農者の確実な営農開始や経営発展に必要な施設等の整備を支援	認定新規就農者、又は認定新規 就農者の組織する団体	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は故農予定者であること ②悪外及び無外からの農業参入者、又は農家の予争の場合は、親考と経営を 別にしていること 「認定事規就農者、又は認定新規就農者となることが確実と見込まれる者で あること 4個芸ハウスを1戸で設置する場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合 は概ね2,000㎡以上	1/2以内 (機械は1/3以内)	農政課	0			0	0			

事業を	2	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業 化	加工	法人化	技術対策	その他
	蕨業で稼ぐ農山村応援事業	【集落営農法人応援型】 集落営農法人応援型】 集落営農法人が規模拡大や高収益品目の導入等 経営改善を図るために必要な施設等の整備を支援	集落営農法人	事業主体は、以下の要件を全て満たすこと ①農地所有適格法人 23戸以上の農業者で構成された組織 3素発の農業者の1人2以上で構成、又は地域の農地の1/2以上を利用・ 営業、若しくは委託により集積する集階営農組織 4億かる水田健計画を作成していること 5個芸ハウスを設備する場合は概ね1,000㎡以上	2/5以内	農政課	0			0	0	0		
ながさき農林業・農山村構造 改善加速化事業(県)		【稼ぐ蔵山村応援型】 集陽の合意形成等を通じて、地域特産物の育成 等の蔵山村のコミューティービジネス等によ り、自ら集部の維持・治性ににはいり組む活動に 必要な施設等の整備を支援	- 移住集落タイプ 移住促進および移住者を含む取 組を実施する集落の構成員 ・稼ぐ集窓タイプ 集落の定住者のみで取組を実施 する集落の構成員	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て場にすこと ①集階の合意形成に基づき、集階計画を作成していること ②集階計画に位置づけられている取組であること ③市団、県、関係機関が一体となったフォローアップ体制が構築されている こと	移住集落タイプ 2/5以内 稼ぐ集落タイプ 1/3以内 (機械は1/3以内)	農政課	0			0	0			
	ふるさと振興基盤整備事業	農山村の活性化を図るため、経営力強化に向け だ生産基態整備を行い、また、農山村の生活利 使の向上及び定性配達等を図るためのインプ 予整備を支援 1)かんがい排水施設整備対策 2)は無整備対策 3)農道整備対策	市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、土地改良区等	受益戸数は1事業工種に2戸以上 園康整備対策の集合は、区園面積を10a以上とすること 豊直整備対策の場合は、全幅員を3m以上とすること ※市町が事業費の10%以上を補助すること	1/2以内	農村整備課	0	0						
	施設データ駆動型技術導入支援事業	ハウス環境の見える化と展適化に必要な機器の 導入に関する経費 ・環境モニタリング+環境制御機器・装置	農業者が組織する団体、市町、 農業協同組合、農業法人等、市 町等が出資する団体										0	
	露地データ駆動型技術導入支援事業	みかん栽培におけるクラウド型マルドリコント ローラーの導入及び経営・生産管理システムの 導入の取組を支援	農業者が組織する団体、市町、 農業協同組合、農業法人等、市 町等が出資する団体	・産地計画書を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、離島振興法の指定地域に									0	
ながさき農業デジタル化促進事業(県)	園芸遠隔・自動化技術導入支援事業	機作物管理作業の遠隔・自動化に必要な機器の 導入の取組を支援 () 自動換気間除貨器 (2) 自動かん水装置 (3) 生育ライブカメラ (4) 直進アシストシステム (5) ラジント学知機 (6) アスバラガス自走式的除機	農業者が組織する団体、市町、 農業協同組合、農業法人等、市 町等が出資する団体	おける対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること 等	1/3以内	農産園芸課							0	
	水田遠隔・自動化技術導入支援事業	機作物管理作業の適隔・自動化に必要な機器の 導入の取組を支援 (つ可容型施配回磁機 (2) 水田水管理システム (3) 直接・シストシステム (4) ラジコン草刈機	農業者が組織する団体、 市町、 農業協同組合、生産組織、集落 営農法人、農作業受託組織等、 市町等が出資する団体	・水田農業産地計画を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、離島振興法の指定地域に おける対策は受益产数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること 等									0	
ながさき産地基盤整備・強靭化事業(県)	産地基盤整備事業	・生産基盤の整備による労働生産性の向上や安 定生産、規模拡大の取組を支援 1) アスパラガスの新改種 2) 果樹の新改種、高接ぎ 3) 果樹高短貨化資材 4) 高盟防ドフィルム 5) 反組織社 6) 塞画防止保温資材	農業者が組織する団体等	受益戸数は3戸以上。ただし、離島振興法の指定地域に おける対策は受益戸数2戸以上。 送 (遊休ハウスの移転) は受益戸数2戸以上。ただし、窓定農業者 及び認定事故収集者の進合は受益中数1戸以上 といる ないないない。 ないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないな	1/3以内 (アスパラガス新改植及び <u>果樹</u> の 新改植・高接ぎは1/2以内)	農産園芸課							0	
	産地基盤強靭化事業	・生産基盤の強靭化の取組を支援 1) ハウスの強靭化 2) 遊休ハウスの移転 3) 茶防霜ファンの機能向上・強靭化	農業者が組織する団体等	- 市町が1/10以上を補助すること 等	1/3以内									0
持続的生產強化対策事業(国)	茶·藥用作物等地域特產作物体制強化 促進事業	(1) 生産体制の強化 ア地域の戦略に基づく茶園の改植、有機栽培へ の転換等への支援。 イ生産コスト低減、安定生産への取組(省エ ネ等コスト低減に資する生産・加工機械等の導 入等)支援。 (2) 需要の創出(実需者等と連携した商品開 発、製造・加工技術の導入等)を支援。	民間団体等	受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が、5名以上 受益農業従事者(65歳未湯の者が含まれること。 そのほか、当該事業公募要領等に定める要件等あり	定额、1/2以内	農産園芸課	0		0		0		0	〇輸出
持続的生産強化対策事業(国) (公尉中央果実協会) 【果樹農業生産力増強総合対策】	果樹経営支援対策事業	優良品目・品種への改植・新植(慣行樹形、省 力樹形)、高接ぎ、小規模工地基盤整備(園内 道整備、傾斜地緩和等)等	栗樹産地構造改革計画において 担い手ど定められた者	・改植、高接ぎ:概約2a以上 ただし倫力樹形は未収益期間の短縮が期待できるものであり、次の(1)また は20の要性を湯たずこと (1)10色当り労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できること とが、試験結果又は事例で確認できる場形であること (2)10色当の選について、信行栽培と比較して10%以上増加できること が、試験結果又は事例で確認できる場形であること ・園内道整備、傾斜地緩和:概ね10a以上	(情行栽培) かんきつ類への改植 (新種) 23 (21) 万円/10 a 主要果格への改植 新種) 17 (15) 万円/10 a 行からごからごからごからごからごからごからごからごからごからごからごからごからごか	農産園芸課							0	
	果樹未収益期間支援事業	果樹経営新対策事業を活用して優良品目・品種へ改植をした担い手に対して、改植後の未収益期間(5年間)のうち、初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を支援	果樹経営支援対策事業で優良品 目・品種へ改植をした担い手	・果樹経営支援対策事業で実施された改植等であること ・同一年度内に完了する改植面積が報ね2a以上	22万円/10a	農産園芸課			0					

事業名	Š	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対策	その他
【新】持続69畑作生産体制確立緊急支援事業	ŧ (B)	ばれいしょ等の畑地産地の持続的発展を推進するだめ、病害の抑制と需要に向い生産拡大の取り、程はいしょの供給のが強化、労働負担の軽減、新たな需要の拡大に向けた施設および需要機械の導入の取組等を支援。 植代、移植、収穫、収穫機上の選別の省力化に資する機械、農地の排水性を改良する機械、石れき碗砕機、それき除去機、	・農業者が組織する団体 ・民間業者 ・公益財団法人 ・一般社団法人等	・対象品目は、種ばれいしょ、ばれいしょ、豆類、 <u>そば</u> 、てん葉、かん しよ、砂糖 ・実業者との販売割合の増加、作付面積の増加等の成果目標の基準を満たす こと ・成果目標を達成する取組であること。	<u>定額、</u> 1/2以内	農産園芸課	0		0				0	
[新] 新・野菜産地力アップチャレンシ事業	養(県)	野菜産地の強化に向け、輸出、スマート技術化 対策や気象災害への対策、実需者ニーズをふま えた栽培・販売対策等に関する産地課題を早期 に解決し普及を加速化させる取組を支援。	・農業者の組織する団体 ・農業法人 (産地計画を策定産地)	1 輸出等を目指すマーケットイン型産地の育成 (1)資材、機器借上料 (2)輸出等に対応した認証等の取組に要する経費等 2 課題解決型産地の育成 (1)資材、機器借上料等 地域の実生試験効果が示された取組に必要なものとする。	1 定額 2 1/2以内	農産園芸課			0				0	
集落営農活性化プロジェクト促進事業(国)		集落営産組織等が行うビジョンづくりや農業用 機械等の導入、新たな作物の導入等の取組を支 援	集落営農法人・組織	(対象地区) - 重要計画申請までに、地域計画が確定されている地区 - 重要計画申請までに、地域計画の工程表が作成され、表地ブランが策定され、地域計画の工程表が作成され、 ・ 実質化された人・概地ブランが策定され、地域計画の工程表が作成され、 ではの元政を含 ・ 地域計画の うち目聴地図 又は人・無地ブラン等に位置付けられた組織又は ・ 地域計画の うち目聴地図 又は人・悪地ブラン等に位置付けられた組織又は ・ 地域計画の うち目聴地図 マルト に ・ 地域計画の うち目聴地図 マルト ・ 地域計画の うち目聴地図 マルト ・ 地域計画の うち目聴地図 マルト ・ 地域計画の うち目聴地図 マルト ・ 地域計画の である組織 ・ 部成対象者が集選ビジョンを策定すること (補助金の活用は任意) ・ ポイント上位より予算配分	農業機械等の導入 1/2以内 (※ソフト経費は定額)	農業経営課			0			0		
鳥獸被害防止総合対策交付金(国)		防護傷などの鳥獣被害防止のための施設整備を 支援する。 ・防護傷などの被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設 等	地域協議会又はその構成員	・受益戸数は3戸以上 等	1/2以内 ※6法対象地域は5.5/10以内 (ただし、島域被害防止施設を直 護施工により整備し、裏材養のみ を補助対象経費とする場合は定 頭)	農山村振興課								0
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業((施設整備事業)(国)	畜産クラスター計画に定められた中心的な経営 体の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必 要な施設整備等を支援。	畜産クラスター協議会	畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体であること。	1/2以内 (ただし、肉用牛関連施設(肉用 牛調質調管管理施設及び一体的に 整備する設備等(のうち新規就 機、CS、CBSの取組のみ 60/100以内)	畜産課	0							
	一般導入タイプ	農協等が購入又は融資により、肉用繁殖雌牛群 の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、肉用 緊種雌牛の貨付や増頭等の支援を行う場合、そ	農協等		1/3以内、100千円上限 (千円未満切捨)		0							
	金太郎3等娘牛タイプ	が経費の一部を助成する。		 本年の育種価(施防交替)が上位1/4以上又は育種価(施防交替及び 技肉重量)が止位1/2以上又は育種価(分娩間隔又はオレイン酸)が 上位1/4以上であること等 ※金太郎3等報件:金太郎3以際に生まれた若い県有種雄牛の娘牛等 - 県内家畜市場からの導入であること。 	1/3以内、110干円上限 (干円未満切捨)		0							
長崎県家畜導入事業(県)	一貫生産拡大	肉用繁殖雌牛の導入により一貫生産体制の整備 に意欲を有する者に対し、肉用繁殖雌牛の増頭 等を行う場合の経費の一部を助成する。	営農集団等		1/3以内、120干円上限 (干円未満切捨)	畜産課	0							
	ゲノム評価牛導入	護協等が購入又は融資により、肉用繁殖能牛群 の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、肉用 繁殖性中負付や増弱等の支援を行う場合、そ の軽費の一部を助成する。	農協等	・本牛のゲノミック評価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位1/2以上でうち一つが上位1/4以上、かつゲノミック評価(歩留又はオレイン酸)が上位1/2以上でうちーつが上位1/4以上 ・黒内家畜市場からの導入であること。	1/3以内、110千円上限 (千円未満切捨)		0							
	【新】一部一貫チャレンジ事業	肉用牛生産体質の強化を目指し、構造改革を取組む繁殖農家が新たに県内産肥育用素牛(黒毛・褐毛)を導入する経費の一部を助成する。	農協、農協連合会、 配合飼料価格安定基金協会	期値又は前回の事業完了時いすれか頭数の多い方と事業完了時を比較して、 肥育用に供される黒毛和種もしくは補毛和種の増頭が図られること等	定額100千円/頭以内	畜産課	0							
長崎和牛肥育素牛導入事業(県)	肥育素牛導入事業	長崎和牛の生産量の拡大、品質の向上を図るだめ、増頭に意欲的な農家の素牛導入経費の一部を助成する。	農協、農協連合会、 配合飼料価格安定基金協会	期首又は前回の事業完了時いすれか頭数の多い方と事業完了時を比較して、 増頭が図られること等	• 県内市場導入型:定額80千円/頭 • 一般導入型:50千円/頭	畜産課	0							
	紀育経営資金改善緊急对策事業	近代化資金知事特認を上回る階資に係る利子の一部を補給することにより、肥育経営体の資金 練り改善を緊急支援し、長崎和牛の生産強化を 図る。	農協・銀行等	長崎県農業近代化資金知事特器の承認を得て、滞額借り入れていること。	利子補給率: 1,35%以内 (ただし、農業近代化資金利子補 診率又は自己負担分融資の資付利 率のいずれか低い方)	畜産課			0					
畜産近代化リース事業 (畜産近代化リース協会)	畜産機械施設	畜産農家が利用する畜産機械施設のリース事業 を通じ、畜産経営の近代化と体質強化を図る。	農協等 農業共済組合等	_	_	畜産課	0							

事業名	3	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対策	その他
畜産高度化支推進リース事業 (畜産環境整備機構)	畜産環境対策リース事業	畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るだめ、畜産機家等に対して家畜排せつ物処施設及び飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等を貸し付ける。	農協等 養畜の事業を行う農業者、法 人、営農集団	_	_	畜産課	0							
畜産·	(機械導入事業)(国)	畜産経営の生産性向上、経営高度化等に資する 機械等を導入する場合の経費を助成する	畜産クラスター協議会	畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体であること。	1/2以内	畜産課	0							
畜産生産力・生産体制強化対策事業 (国)	繁殖肥育一貫経営等育成 支援	繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を 育成する取組の支援	農業者集団等	_	定額、1/2以内	畜産課			0				0	
新たな放牧体系確立促進事業(県)		生産コスト縮減と省力化、集落保全を図るだめ、新だに集落営農組調等と連携を図り、ICT機器を活用した省力化放牧及び耕作放棄地等を活用した放牧場の整備等の取組を支援する。	農業者集団等	・年間を通じて放牧を行う計画を有するもの。 ・繁殖雄牛の飼養頭数が事業実施ら年後に5頭以上を飼養し、かつ事業実施 年度から1頭以上増頭していること。 ・放牧場整備総面梯が20a以上であること(農用地、荒廃農地等)。等	1/2以内	畜産課	0	0						
チャレンジ第3期ながさき養豚振興計画推 進事業 (県)	生産方式等改善支援 (生産方式改善支援、臭気低減対策支援)	効率的順質による労働条件改善や周辺環境に配 慮した臭気軽減等に資する豚舎の補改修や高能 力破縁への更新の取組を支援。	農協、県養豚協会、畜産クラス	生産方式等改善支援 関係法令を遵守すること。 高能力種節力支援 一般当たりの生容産子数が13.0頭以上の能力を有する多産系母豚であるこ	生産方式改善支援 1/3以内 ただし、1,500千円/取組主体を 上限とする。 臭気低減対策支援 1/2以内 ただし、500千円/取組主体を上 限とする。	畜産課	0							
	高能力種豚導入支援			٤.	1/3以内 ただし、原種豚 100千円/頭、種豚 26千円/頭を上限とする。		0							
【新】ながさき農林業グリーン化総合対策事	業(県)	化学配料低減、化学農業低減、燃出低減による 環境保全型農業の取組推進に向けて、農業者等 へ、これらに資する農業機械等の導入を支援す る。	事業実施主体:市町 取組主体:農業者、農業法人、 公社、農業者の組織する団体	①長崎県環境負荷低減事業活動実施計画器定要領に基づく環境負荷低減事業 活動実施計画に係る認定(みとり認定)を受けておくこと。 ※安付決定主でに認定の自参が立つ場合は回。 2 助成功象者(事業に即組む個々)の受益面積は、露地栽培で50a以上、 施設報告で10a以上。 3 受益戸数は1 戸以上。	1/3以内 (ただし、市町が県費以外に1/ 10以上補助する場合に限る)	農業イノベー ション推進室	0							

2 融資事業

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対策	その他
農業近代化資金	機械・施設等の改良、造成、取得等の農業経営の近代化を図るための資金を融資。 【総定農業者特別制度】 認定農業者の場合、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成あり。	認定農業者等	(環週期間:借入資金による 資付限度額:1.820万円(個人)※認定農業者特例制度の限度額は、1.820万円(個人)、3.600万円(協人)、3.600万円(協人)、3.600万円(協人)、設定農業者)	農業経営課	0		0	0	0	0	0	
スーパーL 資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者の農業経営改善計画達成のために 必要な長期資金を融資。 【金利負担軽減措置】 目標地図に位置付けられた香等または、農地中 間管理機構から農用地を借り入れた認定農業者 への融資は、負付当初の年間の金利負担を最大 ※分目含下げ、実無無利子) ※負債整理は対象外	認定農業者 ※クイック融資の場合、企業経営診 断手法による判定が一定水準以	像運期間:25年以内 貸付限度額:0億円(個人) 30億円(法人) ※金利負担軽減値値の限度額も貸付限度額に同じ。 融資率:100%	農業経営課	0	0	0	0	0	0	0	
	(クイック融資) 担い手が緊急に必要とする小口の資金につい て、迅速に(無担保・無保証人)融資。		像運期間:25年以内 貸付限度額:500万円 融資率:100%	農業経営課	0	0	0	0	0		0	
スーパー S資金 (農業経営改善促進資金)	認定農業者の農業経営改善計画等の達成のために必要な短期運転資金を融資。	認定農業者	循週期間:1年 貸付規度額:500万円(個人) 2,000万円(法人) 融資率:100%	農業経営課			0	0	0		0	
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により、一時的に経 営状況が悪化した農林漁業者の経営再建・維持 安定に必要な資金を融資。	認定農業者 等	儀選期間:15年以内 貸付限度額:600万円 コロナ特例:別枠600万円 原油価格・物価高機特例:別枠600万円 簿記記帳を行っている者で、貸付規度額の引き上げが必要 であると認められる場合は、年間経営費の6/12に相当する 駅、又は租収益の6/12に相当する額のいすれか低い額	農業経営課			0					
農業経営負担軽減支援資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた 負債の借り換えに必要な資金を融資。	農業者	儀道期間:10~15年以内 資付限度額:借り換えようとする営農負債の残高	農業経営課			0					

3 農地対策関係

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対 策	の他
機構集積協力金交付事業(国)	地域内のまとまった農地を農地中間管理機構 (農業振興公社)に貸し付け、担い手への農地 集積・集約化を図る場合に交付。		(地域集積協力金) 担い手への農地集構に取り組む地域に交付。 (農地パンクの活用室に応じて、13万円/10a~3.4万円/10a交付) (集約化販売金) 担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域に交付。 (地域の団地面積の割合に応じて、1.0万円/10a or 3.0万円/10a交付)	農業経営課	0	0						

4 経営安定対策

事業	3	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価 等	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	去人化	支術対 策 その他
	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)	「麦」「大豆」「てん菜」「でん粉原料用ばれいしょ」「そば」「なたね」の生産・販売を行う産業者高に対して、「標準的な生産費」に標準的な販売を高度な付する。		(1) 数量抗 (平均交付单価) ※交付単価は、品質区分に応じて設定 小支 課稅事業者的け単価5.5930円:60kx、保稅事業者的け単価6.340円/60kg 二条大麦/課稅事業者的け単価5.810円:50kg。保稅事業者的け単価6.160円/50kg はだか麦/課稅事業者的中華面8.8330円:60kg、保稅事業者的け単価9.160円/60kg 大豆 課稅事業者的中華面8.8330円:60kg、保稅事業者的け単価9.160円/60kg そば 課稅事業者的中華向9.430円/60kg、保稅事業者的中華向8.840円/60kg ぞば 課稅事業者的中華向16.720円/45kg、保稅事業者的中華向17.550円/45kg、等 (2) 面積抗(営農経続支抗) 2.0万円/10a ※そばは1.3万円/10a	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)			0				
经监所得安定刘策 (国)	水田活用の直接支払交付金等	水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作付を生産する農業者に対して、交付金を直接交付することにより、水田の刀に用を推進し、炭料自給率・自給力の向上を配る。 また、水田への高収益作物の等入・定者を図る。 また、水田への高収益作物の物為、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術の地域、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術が機構、施設の導入、販路確保等の取組を推進する。	販売目的で対象作物を生産 (耕作) する販売農家・集落営農	(1) 戦略作物即成(※基幹作のみ可象) 表、大豆、飼料作物:35万円/10a ^{m1} WC S用格 :80万円/10a ^{m1} WC S用格 :80万円/10a 加工用米 :20万円/10a 加工用米 :20万円/10a 10a 10a 10a 10a 10a 10a 10a 10a 10a	農産園芸課 (九州農政局 長朝祭拠点)			0				
	米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (ナラシ)	米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれい しょの販売収入額の合計が標準的収入額を下 回った場合に、その差額の9割を補填する(対 策加入者と国が1対3の割合で原資を負担)。	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	当年産の販売収入額と標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を補填	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)			0				
施設團芸等戲油価格高騰対策 (~行5事業年度)	施設園芸セーフティネット構築の支援	施設園芸用のA重油、灯油、 <u>LPガスおよび</u> <u>LNG</u> について、発動基準額を招えた部分に対し で補項金を受けする。(原資は国と生産者で 1:1で造成)	生產組織	①野菜、果椒、花さの施設園芸を営む3戸以上の組織または農業従事者(常時雇用)を5名以上雇用する風入の の自用を15名以上雇用する風入の 2者エネルナー等対策推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減する等 基準価格、構立金は115%。 の目標を制力、その違例に創りた取組をするで、 が高り、150%に170%が上 メイマン、当ちの今と国地の地域が最大の発生が最大が高くがある。 は、一大は日本の大きない地域が最大のである。 は、180%に170%が上 は、180%に対象とは、180%による銀を補填、加重業 は、181%による銀を補填、加重業 は、181%による銀を補填、加重業 は、181%による銀を構造、181%による銀を は、181%による銀を は、181%による銀を は、181%による銀を 、2が対象 は、181%による銀を 、2が対象 は、181%による銀を 、2が対象 は、181%による銀を 、2が対象				0				
	茶セーフティーネット構築事業の支援	茶加工用のA重油、LPガスおよびLNGについ て、発動基準額を超えた部分に対して補填金を 交付する。(原資は国と生産者で1:1で造 成)		①茶を営む農業者等が3戸以上の組織または農業従事者(常時雇用)を5名以上雇用する個人。 ②省エネルギー等対策推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減に取り 過去(7中5)平均81,0円/ℓが発起むこと ※セーフティーネットの補填については、茶加工を行う(4月~10月)の A電油が対象、当該月の全国平均燃油価格7分割起準額(835円/ℓ)を対えた差額に補取対象の燃油数量(購入数量の70%)を乗じた金額を補填、前事業年度の対峙作加工開(4月~10月)における平均価格とり急騰した場合、急騰特別措置として、補填対象数量を70%から100%に引き上げ。	文 選			0				

事業名	3	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価 等		関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	入化	技術対策	その他
指定野菜価格安定対策事業(国)		指定野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜 農家の経営安定を図るため、価格差補給交付金 を交付。	全農長崎県本部(農協生産部会 員)または野菜指定産地内で生 産された指定野菜を対象市場に 出荷する大規模生産者	大規模生産者:指定産地内において、おおびね2ha以上の対象野菜を作付けし ※法人格を有しない場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同 がある。	ていること して行い、規約に定めている必要	農産園芸課			0					
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(目	围)	特定野菜の素給及び価格の安定と野菜指定産地 の補完的機能を有する産地の整備や指定産地へ の計画的な育成等を目的に、対象野菜価格が著 しく低落した場合に、価格差補給交付金を交 付。	農業協同組合(農協生産部会 員)または対象産地内で生産された対象野菜を対象市場に出荷 する相当規模生産者	相当規模生産者: 対象産地内において、おおむね1.5ha以上の対象野菜を作付 ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出物、及び収支 ている必要がある。	けしていること 決算を共同して行い、規約に定め	農産園芸課			0					
契約指定野菜安定供給事業(国)		指定産地において契約取引を行う生産者のリス ク軽減を目的とし、市場価格連動型の契約にお いて価格が著しく低落した場合等の一部を補填 する。	全農長崎県本部(農協生産部会 員)または野菜指定産地内で生 産された指定野菜を中間事業者 地加工業者等と契約取引を行う 大規模生産者等	大規模生産者・指定産地内において、おおむね2ha以上の対象野菜を作付けし ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支 ている必要がある。	/ていること 決算を共同して行い、規約に定め	農産園芸課			0					
契約特定野菜等安定供給促進事業(国)		特定野菜の契約取引を行う生産者のリスク軽減を目的とし、市場価格連動型の契約において価格が著しく低落した場合等に一部を補填する。	農業協同組合(農協生産部会 員)または対象産地内で生産さ れた対象野菜を <u>中間事業者や加工業者等と契約取引を行う</u> 相当 規模生産者	相当規模生産者: 対象産地内において、おおむね1.5ha以上の対象野菜を作付 ※法人格を有いない団体である場合は、2以上の者が、生産、出向、及び収支 ている必要がある。	けしていること 決算を共同して行い、規約に定め	農産園芸課			0					
【新】未来へつなぐ水田農業産地支援事業	(県)	ながさき水田農業産地計画に基づき実施する以下の取組を支援 い水田島回省力・低コスト化技術や栽培体系 確立に向けた取組 2 各地域の土壌環境や気象条件に適する高収益 品目の選定が栽培美証・普及に向けた取組 (3無人ヘリオペレータ資格取得	農業協同組合、生産組織、集落 営農法人・集落営農組織等、市 町等で構成する団体		事業概要①、②:定額(1事業実 施主体当たり500千円以内) 事業概要③:1/2以内	農産園芸課			0				0	
農業経営基館強化準備金制度		農業経営改善計画等に従って、経営所得安定 対策等の交付金を準備金として積み立てた場 合、その積み立て額を必要経費(損金)算入で きる。 その準備金を取り前して、農用地、農業用機 械・施設等を取得した場合、圧縮記帳が可能。	認定農業者等	青色中告を行う認定農業者等であって、以下のいずれかに該当する農業者 (小農業経営基礎強化促進法に基づく「地域計画」において「農業を担う者」と 2地域計画が保定されていない場合は、「/・農地ブラン」において「中心経 る農業者 <u>(大阪6年度までの経過福置)</u> [幻象交付金] 地体物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用画	経営体」として位置付けられてい	農業経営課			0					
	肉用子牛生產者補給金制度	肉用牛緊隨経営の安定のため、生産者・県・ 農畜産業振興機構で積立を行い、肉用子牛の四 半期ごとの平均売買価格が保証基準価格を下 回ったときに生産者補給金を交付。	一般社団法人長崎県畜産物価格 安定基金協会	当該四半期内に、契約肉用子牛を満6月齢以上満12月齢未満で販売していること、または満12月齢に達した日以降も保留して飼養していること		畜産課			0					
畜産経営安定対策	肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (県)	肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の 拠出と国の助成により基金を造成し、収益が悪 化したときに粗収益と生産費との差額の9割を 補てん。	一般社団法人長崎県畜産協会	・補助対象対象は、畜産協会及び護畜産業振興機構が肉用牛肥育経営安定特別基金の造成に要する経費の1/4(生産者各担金) ・補助率は、生産者積立金の1/6以内。単価は、肉専用種1,000円、交雑種1,040円、乳用種880円		畜産課			0					
	肉用牛経營安定対策補完事業	①遺伝的多様性に配慮した繁殖健牛の導入支援 (質別金) 2次周甲ペルバーの組織化や活動に係る経費へ の支援 3製稿子牛を当該雑島に任住していない購買者 が客畜市場で購入する場合、及び軽島の生産者 が子生存本土家畜市場に出荷する場合の海上輸 送運業の一郎支援	一般社団法人長崎県畜産協会	①6万円/頭、希少系統については9万円/頭 ②定額 ③定額(海上輸送運賃の2/3以内)		畜産課			0					
	養豚経営安定対策事業	「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、 養豚経営の安定を図るため、肉豚生産における 四半期ごとの平均担収益を平均生産費が上回っ た場合、その差額の9割を補てん。	競豚事業者 (肉豚生産者)	・生産者負担金単価400円/頭のうち、県補助64円/頭まだは、生産者負担金の1/5のいずれが低い額。(参考) 積立金 生産者: 国ニ1:3		畜産課			0					
	鶏卵生産者経営安定対策事業(県)	採卵鶏経営の安定を図るため、生産者の搬出 により基金を造成し、標準取引価格(月毎)が 補てん基準価格を下回った場合、その差額の9 割を補てん。	鷄卵生産者	・生産者負担金単価 <u>3.23円/kg</u> のうち、県補助0.26円/kg以内。 (参考) 基金積立金 生産者: 国= <u>5:1</u>		畜産課			0					
畜產経営安定対策	【新】ながさき酪農生産性向上支援事	<ゲノミック評価推進> 後継牛の選抜のためゲノミック評価を活用し、 高い能力の後継牛を選抜する取組を支援する。	長崎県酪農業協同組合連合会 畜産クラスター協議会	事業実施年度以降の2月1日時点における12か月齢未満の乳用雌牛卵養頭数が、事業実施前年度の2月1日時点における12か月齢未満の乳用雌牛飼養頭数と比較し増加等させる計画を有すること。	1頭当たり11干円	畜産課			0					
	¥	< 乳用育成性牛類託施設等の活用推進> 外部委託施設活用による労力軽減・育成場所確保に対する支援する。		預託事業においては、預託牧虐等と預託契約を交わしていること。	2分の1以内。 ただし、1頭当たり50千円以内。	畜産課			0					
	調料価格高騰緊急対策事業	① 「配合飼料価格を定制度」に加入する 生産者の生産者積立金の一郎を支援 ②単体飼料等の購入費の一部を支援	県内の畜産農家	① <u>令和6年度</u> の配合飼料価格安定制度に加入していること ②飼料販売業者の販売証明書を添付すること	①・②ともに200円/トン	畜産課			0					

5 その他

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対 策	その他
農業者年金(政策支援)	一定の要件を満たす認定農業者等には、月額 展高 1万円の保険料の国庫補助を行う。(支援 の期間に最大20年間で、さらに35歳以上は 10年が上限)	①認定農業者(認定就農者) ②①の配偶者及び後継者(後継者の配偶者除く)	6 〇歳までに保険料納付金が20年以上見込まれること。	通常保険料の下限額との差額(1 万円~4千円)を助成 ※政策支援期間中の保険料は補助 額を含めて2万円で固定。	(一社)長崎 県農業会議 (農業委員会)			0					
長崎農産物マーケティング強化事支援業(県)	農産物の価格形成力向上による農業者の所得向 上を図ることを目的に、デシタル化や多様化す る制度を一一大学に対応したプロモーション店 製き、農業団体等の新たはマーケティング手法 の構築への取組を支援	悪医、農業者の組織する団体、 農業法人、農業者と一体的な取 組を行う流通団体等 ※「農業者3戸以上で組織する団体」と は、農業者3戸以上で組織する団体」と は、機等者3戸以上で組織する団体」や が整備されている団体。 電業法人 環内の農業生生を送り、 展別の農業法人。	・補助金の交付の対象となる事業者は、左記に定める事業を行う商業団体。 ・補助金の交付の対象となる最整物は、すべて農業団体または一体的に取組 砂農業者において生産し、物液を保保できるもの。 ・1事業主体あたりの補助金額の下限額は100千円、 ・国外の取組は除く	1/2以内 (ただし、事業取組2年目におい 7初年度と同内目の事業を実施する場合は、1/3以内、さらに3年 日以路も同内官で事業を実施する 場合は、補助対象外とする)				0					
【新】「農」ビジネスモデルブラッシュアップ支援事業費補助金(県)	県内の農業者と商工業者等が連携して、県産農 産物を活用した商品開発や阪設開拓等、マー ケットインの規念を持って走動から販売までの ビジネスモデルを構築する(既存ビジネスモデ ルのブラッシュアップも含む)取組を支援。	県内の農業者やその団体と食に 関連する商品化・サービス化が 可能な商工事業者などの多様な 事業者が組織した連携体	 長崎県農食連携ネットワーク会員 ・県内農業者との連携体 ・補助下規額SO万円~100万円 	2/3以内	農産加工流通課				0	0			0
長崎県畜産ワークスタイル改革事業	労力支援組織(ヘルパー・コントラクター)に おいて、新規組織設立や労働環境の改善及び に丁技術の活用等による組織体制の強化を支援 する。	農業者組織等	・労力支援組織を新たに設立する計画を有していること。 ・コントラクター組織については、新たな2ha以上委託面積を拡大すること。 ・ヘルパー組織については、ヘルパー組織要員を1人以上新たに雇用すること。	定額、1/2以内	畜産課								0
元気ある担い手アクション支援事業(県)	地域担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、認定農業者等の経営改善、農業法人の設立 等を支援する。	地域担い手総合支援協議会	_	1/2以内	農業経営課	農業経営さ	改善計画選 各分野にお	達成に向け おいて支援	、地域担い する。 (就提	手協議会に 豊、女性、	N取り決め 法人化、	たアクシ: 農地対策等	ョンプロ 等)
環境保全型農業直接支援対策事業 (国)	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。	販売を目的として生産を行う農業者、共同販売経理を行う集落 営農、農業者グループ	・みどりのチェックシートの取組を実施していること。 ・支援対象となる取組要件あり。	3,000~14,000円/10a (国1/2.県1/4,市町1/4)	農業イノベー ション推進室								0
【新】持続的生産強化対策事業(国際水準GAP普及推進交付金)(国)	大阪・関西万博に向けたGAP認証取得支援 ※大阪・関西万博への農産物の供給を目指す 業者等が、新規にGAP認定を取得するのに当 たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を 助成する。ア整証審査、イ認証取得に係る環 境整備、ウ 研修指導の受講	農業者、農業法人、公社、農業 者の組織する団体	事業実施年度中に、本事業を活用し、新規にGAP認証の取得等が見込まれる農業経営体数について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。	事業費の定額 (ただし、別途定める上限の範囲内)	農業イノベー ション推進室								0
長崎県農商工連携ファンド事業	県内の農林漁業者と中小企業者等が連携して行う県内の農林水産物を利用した新商品開発や販路拡大等の取り組みを支援する。	・県内の農林漁業者と中小企業 者等の連携体 ・県内の特定非営利活動法人と 農株漁業者との連携体 ※県内に主たる事業所を有する 者に限る。 ※単独企業での申請は不可。	県内の農林漁業者と中小企業者等がお互いの強みを生かして協力し、共同で 事業を行うこと。	2/3以内(離島の農林漁業者が連携体に入る場合 3/4以内) 上限 1事業あたり300万円(3年 以内の事業期間中の総額)	企業振興課				0	0			
受託研究事業	農林業者や農林業団体等、企業等が生産現場で 抱える課題を研究テーマとし、農林技術開発センターが委託を受け試験を実施し、成果を報告 する。	農林業者及び農林業関係団体、企業、国及び公共的団体等	研究に要する費用を負担できること	-	農林技術開発 センター							0	

認定農業者等に対する研修会・商談会等

名称	概要	開催時期	開催場所	その他	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
パソコン農業簿記講習会	経営管理に必要な複式簿記による記帳をマスターするための講座。ソフトを活用したバソコン記帳を中心に、記帳の意義、具体的な処理、実務記帳につながる講座。6回程度の講座後、実務記帳等のフォローアップや税務に関する研修を実施する。	<u>R6年7月</u>	五島市内	_	(一社)長崎県 農業会議 長崎県担い手育 成総合支援協議 会			0					
	農業経営の法人化や円滑な経営継承、規模拡大、新規就農者等に関する経 営相談・経営診断や専門家等による指導を実施し、農業経営者の課題解決 に資する。	随時・随所 ※依頼者と個別に訓		_			0	0	0	0	0	0	
農業経営・就農サポート推進事業	①農業経営セミナー及び個別相談会 地区ごとにテーマを掲げ、経営改善等に向けた研修会・個別相談会を開催 し、農業者の経営力向上に資する。 ②法人化推進セミナー 農業法人化を志向する農業者等を対象に、法人化の意義、農地所有適格法 人の要件、各種制度をはじめ、税務や具体的な手続、労務管理など、専門 家を講師に講義を実施。年3回の開催とし、各回、テーマを設定し、円滑 な法人化に資する。	①随時 ② <u>R6年8月21</u> <u>日、8月30日、9</u> <u>月4日</u>	①各地区 ②ミライon図書館 <u>(大村市)</u>	-	長崎県農業経営・就農支援センター			0			0		
稼ぐ法人発展支援スペシャリスト 派遣事業(県)	集落が抱える集落営農法人・組織の設立や組織運営に係る税務や労務管 理、経営発展等を支援する専門家を派遣する。		・随所 ビ個別に調整	_	農業経営課(一社)長崎県農業会議			0			0		
研究成果報告会	生産現場の課題に対応し、かつ普及に移行できる試験研究の成果等について研究成果報告会を開催し、研究成果の普及と課題等について意見交換を行う。	R6.4月~R7.3月	開催場所・ 方法は検討中	_	農林技術開発センター							0	
6次産業化・農商工連携等に関する 地域交流会・異業種交流会	6次産業化・農商工連携等の中核となる農林漁業者、2次・3次産業の事業者及び支援機関・関係機関等が参加する交流会を県全体(諫早市内他)と県の各地域単位(振興局単位・6箇所)にて開催し、参加者間のマッチングを進めるとともに、有譲者等を招聘し、6次産業化・農商工連携等についての各種専門知識やトピック、ケーススタディ等の情報提供を併せて行なう。	通年	• 県全体(1回) • 各振興局管内 (1回程度)	_	農産加工流通課				0	0			0
農地利用集積における候補地選定 相談会	貸付希望農地と規模拡大等の利用意向者についてリストを作成したうえで、地図情報等を活用し利用者の意思確認を行い、農地と耕作者のマッチング作業を行う。	随時	各市町又は 各市町農業委員会	_	農業経営課	0	0						
日本政策金融公庫 長崎支店 農林水産事業による定期相談会	農地や施設の取得等に関する借入相談、経営全般についての相談窓口として定期的に開催。	①毎月第2火曜日 ②毎月第2水曜日 ③毎月第 <u>3</u> 木曜日 <u>※①23以外の地</u> 域は個別対応	①県央振興局 ②島原振興局 ③県北振興局 の農林(水産)部	各相談日の前月末 までに、希望する 振興局への事前予 約が必要です。	農業経営課	0	0	0	0	0	0		
農薬管理指導士養成研修会	農業の使用者に接する農業の販売者や指導的立場にある者等に対して、農 業に関する専門的研修及び試験を行い、その合格者を農業管理指導士とし て県が認定する。	10月 (予定)	各振興局	定められた期日ま でに申請。	農業イノベー ション推進室								0

名称	概要	開催時期	開催場所	その他	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
農業機械士養成研修	農業機械作業の技能・保守点検・安全等に関する基本的な知識や技能を習得し、共同利用組織のオペレーター等を育成する。	<u>2月(予定)</u>	県立農業大学校研修 部		農業イノベー ション推進室							0	0
ながさき農業オープンアカデミー 基礎講座、オープン講座、経営塾 卒塾者・アカデミー修了者講座	より高度な経営発展意欲があり次代を担う農業者に対し、経営プランのブラッシュアップとその具体化に向けた実践を図る。	【基本講座】 7~11月 第1回 7/9,10 第2回 8/6 第3回 8/29 第4回 9/25,26 第5回 11/8 ※第1回~3回は オープン講座を含 む 【修了者講座】 第1回 8/28	【基本講座】 第1回シバロの図書 館・県央張興局 第2回島原振興局 第3回県央管内 第4回県央・島原管 内 第5回シバロの図書館 ※オンライン有 【修了者講座】 島原管内	-	農業経営課			0	0			0	
環境制御技術習得研修会	施設園芸における栽培環境の最適化を図り、高収量実現等に向けて環境制 御技術の習得を図る。	<u>7</u> ~3月(予定)	未定 Web含む	_	農産園芸課							0	